

令和2年5月18日
自転車活用推進本部

令和2年度自転車活用推進功績者表彰の受賞者を決定！

～自転車活用の推進に尽力された1名・4団体を表彰～

自転車活用推進本部（本部長：国土交通大臣）では、自転車の活用の推進に関して顕著な功績があると認められる個人又は団体を表彰する自転車活用推進功績者表彰の受賞者（個人1名、団体4名）を決定しました。

なお、本表彰は、平成29年5月に施行された自転車活用推進法に基づくものであり、今回が3回目の表彰となります。

1. 自転車活用推進功績者表彰受賞者及び功績概要（敬称略。詳細は別紙）

（1）個人 1名

- ・ やまだ たく 山田 拓（岐阜県）

（2）団体 4団体

- ・ 宇都宮ブリッツェン（栃木県）
- ・ 特定非営利活動法人 SPORTS PRODUCE 熊野（和歌山県）
- ・ 株式会社ふたごじてんしゃ（兵庫県）
- ・ 特定非営利活動法人タンDEM自転車 NON ちゃん倶楽部（愛媛県）

2. 令和2年度自転車活用推進功績者表彰式

日時、会場等の詳細については、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、改めてお知らせします。

お問い合わせ先

国土交通省自転車活用推進本部事務局 和賀、加賀谷
電 話 03-5253-8111（内線 38-103、38-225）
03-5253-8497（直通）
F A X 03-5253-1622



令和2年度 自転車活用推進功績者表彰 受賞者一覧

(敬称略)

【個人：1名】

○山田 拓

- ・2007年(株)美ら地球を設立し、飛騨の農村集落を自転車で巡る外国人向けガイドツアー「SATOYAMA EXPERIENCE」などをプロデュースし、多数の外国人旅行者を飛騨に誘客し、好評を博している。
- ・近年はその知見をいかし、秋田や宇和島など、国内他地域でのサイクルツーリズムの事業開発支援にも従事。各地の新たな自転車文化の振興に注力している。

【団体：4団体】

○宇都宮ブリッツェン

- ・サイクルロードレースチームとして地域に密着したクラブチームを目指し、チーム設立当初から、自転車を利用することが多い地元の小・中・高校生を中心に、自転車の正しい乗り方を始めとしたルールやマナーを教える「自転車安全教室」を繰り返し開催するなど、様々な地域貢献活動を行っている。

○特定非営利活動法人 SPORTS PRODUCE 熊野

- ・国際自転車競技連合(UCI)認定レース「TOUR de 熊野」を主催し、海外からのチームも多く参加しており、地域の企業・自治体を巻き込んだ一大イベントとなっている。
- ・サイクリングにおける地域活性化、自転車の魅力発信に取り組むほか、所在地域以外の各地のイベント開催でも各種の支援を行っている。

○株式会社ふたごじてんしゃ

- ・日本初の幼児二人を後部に乗せることのできる三輪自転車(ふたごじてんしゃ)の製造企画販売を行っている。
- ・また、自転車利用における交通安全教室や全国初の子ども乗せ自転車のシェアサイクルの試験運用などを行い、これらを通じ、自転車利用に必要な交通安全ルールの教育を実施している。

○特定非営利活動法人タンデム自転車NONちゃん倶楽部

- ・障がい者サイクリング講習会や体験会の指導、助言等を通じ、タンデム自転車の認知度向上及びパイロット(タンデム自転車の最前部に乗車する人)の養成に取り組んでいる。
- ・さらに、地域の防災訓練において、自主防災組織と連携し、二人乗りの高機能三輪自転車を活用した避難困難者に対する体験試乗活動を実施し、災害時における障がい者や高齢者への避難手段としての活用にも取り組んでいる。

自転車活用推進功績者表彰の概要

1. 目的

自転車活用推進功績者表彰は、自転車活用推進法第15条に基づき、自転車の活用の推進に関し特に顕著な功績があると認められる個人又は団体を表彰し、もって自転車の活用の推進に寄与することを目的とする。

2. 表彰の対象

- (1) 自転車の利用の増進により、地域の環境改善等に顕著な功績があった者又は団体
- (2) 自転車競技の振興等により、国民の健康の増進に顕著な功績があった者又は団体
- (3) 高い安全性を備えた自転車の供給等に顕著な功績があった者又は団体
- (4) 自転車利用者に対する交通安全教育の推進等により、自転車の活用を推進する上での交通安全の確保に顕著な功績があった者又は団体
- (5) その他自転車活用の推進により、地域の活性化等公共の利益の増進に顕著な功績があった者又は団体

3. 表彰権者

自転車活用推進本部長

4. 表彰の時期

毎年1回、自転車月間である5月に実施（特別の必要があると認められる場合は、随時表彰）。

5. 表彰の手続

- ①表彰候補者については、関係府省庁、都道府県、政令指定都市が推薦
- ②有識者で構成される選考委員会において受賞者案を選定
- ③最終的な受賞者の決定は自転車活用推進本部長

【参考】

自転車活用推進法（平成28年法律第113号）（抄）
（表彰）

第十五条 国土交通大臣は、自転車の活用の推進に関し特に顕著な功績があると認められる者に対し、表彰を行うことができる。